

# 「鉄筋挿入工マニュアル(案)富山県土木部」の廃止について

## ①策定の経緯

鉄筋挿入工マニュアル(案)

平成13年1月制定  
平成17年4月一部改訂  
富山県土木部

(背景)

- ・鉄筋挿入工は、構造物によるのり面保護工(補強土工)として採用
- ・各種技術基準・指針等によりそれぞれ設計・施工・管理等の基準が異なるため、運用にあたっては適用基準の検討が必要。  
⇒土木部における統一した運用を図ることを目的として、マニュアル(案)制定(H13.1制定、H17.4一部改訂)

### 1.1 適用範囲 より抜粋

本マニュアルは、図1に示す基本的な構造を持ち、富山県土木部が実施する斜面安定のための鉄筋挿入工(補強材の長さは概ね2.0~5.0mとする。)に適用する。なお、本マニュアルは国等の基準が制定されるまでの暫定的なものとする。

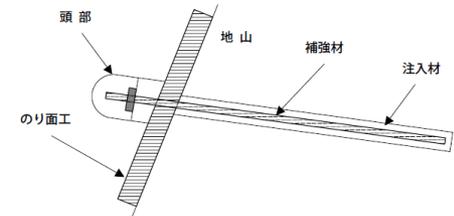


図1 鉄筋挿入工の構造概念図

## ②現状 (国等基準の制定)

H23.8: 地山補強土工法設計・施工マニュアル(公益社団法人地盤工学会)  
R03.4: 国交省管理基準が管理基準を制定

## ③今後 (R3.10より)

鉄筋挿入工マニュアル(案)の廃止へ